

自治推進委員会について

1 自治推進委員会に関する規定等

(1) 設置の目的（条例第49条）

条例を守り育て、実効性を高めるため、町長の附属機関として美瑛町自治推進委員会を設置する。必要な事項は規則で定める。

(2) 審議事項（規則第20条）

自治推進委員会は、町長の諮問に応じて調査又は審議を行い、答申するもののほか、自ら「町民参加の状況、条例の運用状況、条例の見直し、自治の推進に関する基本的な事項」を審議する。

(3) 会議（規則第25条）

推進委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。また、推進委員会は、公開することが適当でないと認められる場合を除き、公開する。

2 令和5年度の調査・審議事項について（案）

(1) 審議事項

- ①町民意見の取扱い状況（代表的な意見、件数など）
- ②審議会の公開状況（進捗状況など）
- ③町民参加の状況（パブコメ件数、アンケート調査件数など）
- ④その他自治の推進に関する基本的な事項について

(2) スケジュール

- | | |
|---------|-----------------------|
| 令和5年11月 | 第1回委員会 |
| 12月 | 第2回委員会（他自治体の事例調査等） |
| 令和6年2月 | 第3回委員会（令和5年度取組状況の審議等） |

※審議結果について、令和6年度に反映する